

(仮 称) 東 通 白 糠 風 力 発 電 事 業
環 境 影 韻 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 4 月

株式会社 岡山建設

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む。）縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年2月20日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和6年2月20日（火）付けの以下の日刊新聞紙に公告を掲載した。 [別紙1参照]

・東奥日報

※令和6年3月9日（土）に開催した説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌によるお知らせを実施した。

[別紙2参照]

・広報ひがしどおり 令和6年3月号（No.704）

・広報むつ 令和6年3月号（No.117）

・広報よこはま 令和6年3月号（No.759）

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに情報を掲載した。

[別紙3参照]

・当社ホームページ

<https://www.okayamakensetsu.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3か所において縦覧を行った。また、当社のホームページにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

① 自治体庁舎での縦覧

・東通町役場
・むつ市役所
・横浜町役場

② インターネットの利用による公表 [別紙4参照]

当社のホームページにおいて、方法書及び要約書を公表した。

<https://www.okayamakensetsu.co.jp/>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 2 月 20 日（火）から令和 6 年 4 月 5 日（金）までとした。

自治体庁舎では、いずれも土・日曜日、祝日を除く開庁時とした。

インターネットの利用による公表については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 2 名であった。

（内訳） 東通村役場	0 名
むつ市役所	1 名
横浜町役場	1 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告等は、方法書の縦覧等に関する公告等と同時に行った。 [別紙 1～3 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和 6 年 3 月 9 日（土） 10 時 00 分～11 時 00 分
 - ・開催場所：浜田生活改善センター（青森県上北郡横浜町字林尻 76-1）
 - ・来場者数：7 名
-
- ・開催日時：令和 6 年 3 月 9 日（土） 13 時 00 分～14 時 00 分
 - ・開催場所：中野沢町内会集会所（青森県むつ市大字中野沢字大近川 18-152）
 - ・来場者数：6 名
-
- ・開催日時：令和 6 年 3 月 9 日（土） 16 時 30 分～17 時 30 分
 - ・開催場所：老部ふるさと館（青森県下北郡東通村大字白糠字前田 20）
 - ・来場者数：12 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙 4 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 2 月 20 日（火）から令和 6 年 4 月 5 日（金）までの間

（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は5件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は5件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	(仮称) 東通白糠風力発電事業予定地付近には小老部川があり、当社は当該河川より原子力発電所の運転に必要な工事用水を取水しております。つきましては、当該事業の工事および運転後に当該河川の流量および水質に影響がないよう留意願いたい。	本事業の工事中及び供用後に、小老部川の流量及び水質に影響が生じないように留意いたします。

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>当社では、現在、東通村内に2基の原子力発電所の建設を計画しています。この発電所の建設時ならびに運転開始以降においても安定的に水を確保することが必要となるため、河川管理者である東通村より小老部川下流部において河川から取水する（水利使用）許可を得ております。</p> <p>御社の本計画により、当社の当該取水に対する影響が懸念されることから、次の2点について要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御社の本計画（工事から事業完了まで）による当該河川の流況（時期ごとの流量）や水質（濁水など）への影響に関する評価を行い、その結果を公表いただきたい。 ・御社の本計画（工事から事業完了まで）により当社の取水に影響が生じないよう、適切な対策を講じていただきたい。 	<p>小老部川の流況及び水質の調査を行うとともに、本事業による小老部川への影響の予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載いたします。</p> <p>また、本事業により小老部川下流における取水に影響が生じないよう、適切な対策を講じます。</p>

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>■後方乱流</p> <p>風力発電機の設置予定範囲は東通原発の外部電源の一つである東通白糠線の送電線の配置と重なります。風車の後方にできる乱流は鉄塔や送電線の疲労荷重を増大することとなり、故障の要因になります。送電線及び鉄塔に与える影響を解析し準備書に結果を記載してください。</p>	<p>風力発電機の後方にできる乱流による疲労荷重の増大に関する事例は、把握しておりませんが、風力発電機の後方においては、風速が弱まるところから、鉄塔や送電線に影響を及ぼすような風速、乱流にはならないと考えております。</p> <p>引き続き、事例や知見の収集に努めてまいります。</p>
4	<p>■崩壊土砂危険地区</p> <p>本方法書には崩壊土砂危険地区の記載がありません。崩壊土砂危険地区とは山腹崩落などによって発生した土砂などが土石流となり、災害が発生するおそれがある地区です。</p> <p>対象事業区域の東部と国道338号に挟まれた段丘の</p>	<p>崩壊土砂流出危険地区的存在は確認しておりますが、方法書では法律に基づく情報を整理し掲載しております。</p> <p>そのため、崩壊土砂流出危険地区的情報は掲載しておらず、住民説明会でも説明を行っておりません。</p> <p>今後、事業を進めるにあたりまして、関係機関とも協議の上、防災対策を十分考慮した事業計画を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>斜面には、2つの崩壊土砂流出危険地区があります（下北崩流 20091221-151714、下北崩流 20091221-151714）1）。土石流が発生した場合、土砂が国道338号線を塞ぐだけでなく、原発敷地に到達する可能性があります。前者（下北崩流 20091221-151714）の直上に風力発電機の設置予定範囲があります。風車は遷急線に配置されます。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、斜面が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。また後者（下北崩流 20091221-151714）は原発の外部電源の一つであるむつ幹線の真下を通ります。</p> <p>防災科学技術研究所の地すべり地形分布図でもこの段丘の斜面が地すべり地形であることがわかります。2)</p> <p>原発が緊急停止するような大きな地震が発生した場合を考えてみてください。外部電源が供給されること及び原発への交通アクセスが確保されることは絶対に必要です。</p> <p>3点質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貴社はこれらの崩落土砂危険地区の存在に気付いていましたか。 2. 貴社はきづいていながら方法書に記載しなかったのですか。 3. これらの崩落土砂危険地区の存在を住民説明会で説明しましたか。 <p>明確な回答を求めます。</p> <p>1) 青森県山地災害位置情報 https://chisan.pref.aomori.lg.jp/</p> <p>2) 防災科学技術研究所 https://www.j-shis.bosai.go.jp/news-20140724</p>	
5	<p>■水源涵養保安林</p> <p>図3.2-16にあるように対象事業実施区域の大半は国有林の水源涵養保安林です。樹齢100年を超える天然林に広く覆われています。風車は支稜線の末端に配置されます。支稜線の末端は遷急線のすぐ近くです。このような場所の天然林を大量に伐採し、風車ヤードやアクセス道路を設置することは保水力の低下だけでなく、土砂災害防止の面からも危険です。</p> <p>風車の大きさから考えてアクセス道路の幅員は5m以上と推定します。大雨の際を想像してみてください。大量の流水と土砂がこの幅の広い道路を流れ下り、直下の沢に流れ込みます。このような場合、路肩の排水設備が設計通り機能することは思えません。土砂や流木が詰まったり、壊れて補修されていない箇所から溢れ出します。これは経験からもいえることです。</p> <p>また、原発が緊急停止するような大きな地震が発生した場合を考えてみてください。原発への交通アクセスが確保されることは絶対に必要です。県道7号線や国道338号線が土砂で塞がれるような事態は絶対に避けなければなりません。</p>	<p>保安林については、対象事業実施区域に含まれていることは認識しております、関係機関との協議を開始しております。今後、関係機関との協議を踏まえ、極力保安林を避けた計画、当該保安林が持つ水源涵養機能の低下を招かない計画を検討いたします</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>遷急線近くの天然林を大量に伐採し土地を改変することは土砂災害の素因を作ることです。林道が土石流の起点となっている例は枚挙にいとまがありません 3)。「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き」にも「伐採により、土石流出・崩落のおそれのある林分は禁伐」とあります 4)。</p> <p>計画の撤回を求めます。</p> <p>3) 「災害と林業～土砂流被害と林業の関係性の報告～」自伐型林業推進協議会 https://youtu.be/7jy1mw_Cf7s</p> <p>4) 「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き 令和4年3月」(林野庁 国有林野部)</p>	

○日刊新聞紙による公告

東奥日報（令和6年2月20日（火）付）

お知らせ 「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)東通白糠風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、住民説明会を開催します。	
一、事業者の名称 代表者の氏名 事務所の所在地	株式会社岡山建設 代表取締役 岡山信広 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笛崎 一〇五〇番地
二、対象事業の名称 種類	(仮称)東通白糠風力発電事業 風力(陸上)
三、対象事業実施区域 四、関係地域の範囲	発電設備出力 最大四万六千二百キロワット 青森県下北郡東通村大字白糠
五、縦覧の場所・時間	東通村役場、むつ市役所、横浜町役場 (土・日・祝日を除く開庁時)
六、意見書の提出 見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見 (意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの 意見書箱にご投函頂くか、令和六年四月五日(金)までに左記 の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。	電子縦覧は次のウェブページにて実施する。 https://www.okayamakensetsu.co.jp/
七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所	
一、開催日	三月九日(土)十時から※一時間程度
二、開催日	横浜町浜田生活改善センター(横浜町字林尻七六二) 三月九日(土)十三時から※一時間程度
三、開催日	むつ市中野沢町内会集会所 (むつ市大字中野沢字大近川一八一五二) 三月九日(土)十六時三十分から※一時間程度
八、問い合わせ先 問い合わせ時間 十三時から十七時まで	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笛崎一〇五〇番地 電話〇一七五(七四)二三二一五(担当)電力事業部 松橋 株式会社岡山建設 〒〇三九一三二一五 東通村老部ふるさと館(東通村大字白糠字前田一〇〇) 十三時から十七時まで

○地方公共団体の広報誌によるお知らせ

「広報ひがしどおり」(令和6年3月号)

方法書」を以下の通り掲載し、説明会を開催いたします。

【掲載書類】

(仮称)東通白糠風力発電事業 環境影響評価方法書

【対象事業実施区域】

青森県下北郡東通村大字白糠

【掲載場所】

東通村役場2階 企画課(土、日及び祝日を除く開庁時)

【掲載期間】3月22日(金)まで

※掲載期間終了後も意見書受付終了日まで閲覧頂けます。

【意見書受付終了日】4月5日(金)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日までに、掲載場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記の問合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

【環境影響評価方法書についての説明会】

3月9日(土) 16:30~17:30
老部ふるさと館(青森県下北郡東通村大字白糠字前田20)

【問合せ先】

株式会社 岡山建設

〒039-3215

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内
字笠崎1050番地1

☎ 0175-74-2325(担当:松橋)

2024年度 国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

【受験資格】

- ①平成6年4月2日から平成15年4月1日生まれの者
- ②平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1)大学(短大を除く。)を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

【受験申込受付期間】

3月25日(月)まで

【受験申込方法】

受験申込はインターネット申込みとする。

国家公務員試験採用情報NAVI
(<https://www.jinji.go.jp/sa/lyo/salyo.html>)

【第1次試験日】5月26日(日)

「(仮称)東通白糠風力発電事業環境影響評価方法書」の掲載及び説明会について

東通村白糠地区において株岡山建設(本社:六ヶ所村)が計画している風力発電事業に関する、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価

「広報むつ」（令和6年3月号）



東通白糠風力発電事業 方法書縦覧及び説明会

東通村白糠地区において株式会社岡山建設（本社：六ヶ所村）が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催します。

▶いつ 縦覧・意見受付期間

2/20(火)～3/22(金)

意見書受付終了日 4/5(金)

説明会 3/9(土) 13:00～14:00

▶どこで 縦覧場所：環境政策課

説明会：中野沢町内会集会所

問 株式会社岡山建設電力事業部（松橋）

☎ 0175-74-2325

「広報よこはま」（令和6年3月号）

「(仮称) 東通白糠風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

東通村において株式会社岡山建設が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

◆縦覧書類 (仮称) 東通白糠風力発電事業 環境影響評価方法書

◆対象事業実施区域 青森県上北郡東通村大字白糠

◆縦覧場所 横浜町役場 1階ホール（土、日、祝日を除く開庁時）

◆縦覧期間、意見書受付期間 2月20日(火)～4月5日(金)の役場開庁時

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

◆環境影響評価方法書についての説明会 ◇日時 令和6年3月9日(土) 10:00～11:00

◇場所 浜田生活改善センター（青森県上北郡横浜町字林尻76-1）

◆お問い合わせ ◇株式会社岡山建設 ☎039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1050番地1

電話 0175-74-2325 (担当)電力事業部 松橋

○インターネットによるお知らせ

株式会社岡山建設

ひろがりのある
未来を築く

ニュース > お知らせ > (仮称) 東通白糠風力発電事業 環境影響評価方法書」の総覧及び説明会のお知らせ

2024年2月20日

東通村において株式会社岡山建設が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を総覧し、説明会を開催いたします。

●総覧書類

(仮称) 東通白糠風力発電事業 環境影響評価方法書

●対象事業実施区域

青森県下北郡東通村白糠

●総覧場所

東通村役場、むつ市役所、横浜町役場（土、日、祝日を除く閑時）

●総覧・意見受付期間

令和6年2月20日（火）～3月22日（金）の間序時
※総覧期間終了後も、意見書受付終了日まで閑質預けます。

●意見書受付終了日

令和6年4月5日（金）
※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、記入用紙（Word）に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見受付終了日までに、総覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へ郵送ください。（郵便印有効）。

●インターネットによる総覧

- 表紙と目次 PDF
- 第1章、事業者の名前、代表者の氏名及び主なる事務所の所在地 PDF
- 第2章、対象事業の目的及び内容 PDF
- 第3章、対象事業実施区域及びその周囲の経済 PDF
- 第4章、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 PDF
- 第5章、環境影響評価を委託した事業者の名前、代表者の氏名及び主なる事務所の所在地 PDF
- 資料 PDF
- 著者 PDF

※ ダウンロードして編集・印刷することはできません。

最新の投稿

「第4回さらきらんど」に参 加しました。
2024年2月21日

《仮称》東通白糠風力発電事業 環境影響評価方法書」の総 覧及び説明会のお知らせ
2024年2月20日

「田沢湖マラソン(2023)」に 参加!!
2024年2月13日

CHRISMAS MARKET in アス バムに協賛させていただきました
2023年12月29日

RAB青森放送「こだわりの仕 事人」へ出演いたしました
2023年12月27日

カテゴリ

お知らせ

サークル活動日誌

ボランティア活動日誌

講演会活動日誌

●環境影響評価方法書についての説明会

<日時及び場所>

- 日時：令和6年3月9日（土） 10時00分～11時00分
場所：横浜町：浜田生活改善センター（上北郡横浜町浜田76-1）
- 日時：令和6年3月9日（土） 13時00分～14時00分
場所：むつ市：中野沢町内会集合所（むつ市大字中野沢字大近川18-152）
- 日時：令和6年3月9日（土） 16時30分～17時30分
場所：東通村：老舗ふるさと館（下北郡東通村大字白瀬字前田2-1）

※ 各説明会は1時間程度を予定

●お問い合わせ先

株式会社岡山建設

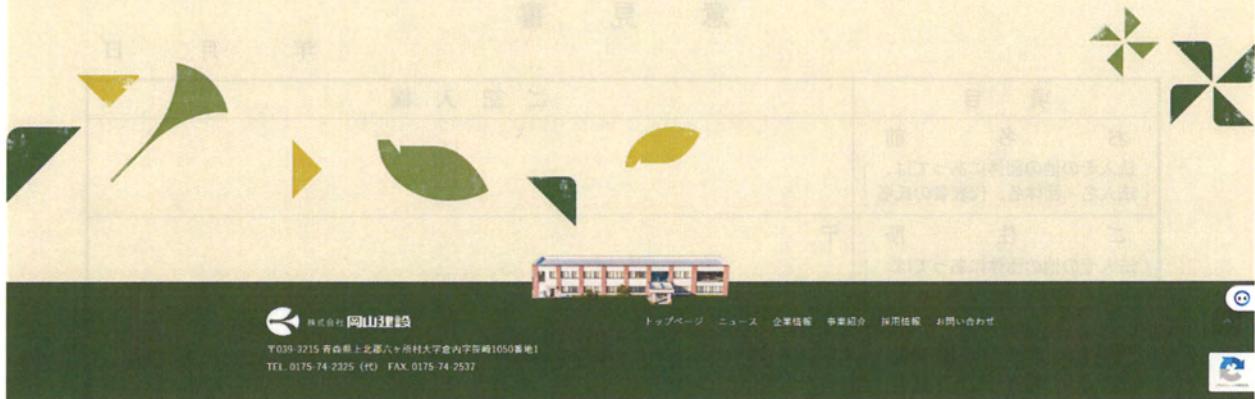
〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字内宇苔崎1050番地1
電話 0175 (74) 2325 (担当) 電力事業部 松根

前の各図

次の各図

「田沢湖マラソン(2023)」に参加!!

「第4回きらきらんど」に参加しました



株式会社 岡山建設

〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字内宇苔崎1050番地1
TEL. 0175-74-2325 (㈹) FAX. 0175-74-2537

トップページ ニュース 企業情報 事業紹介 採用情報 お問い合わせ



「(仮称) 東通白糠風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「（仮称）東通白糠風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入の上、意見書箱にご投函いただくな、下記の問い合わせ先へ郵送ください。

- 意見書の郵送先 〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 1050 番地 1
株式会社岡山建設 電力事業部 松橋 宛
○意見書の提出期限 令和 5 年 12 月 25 日(月) [当日消印有効]

意見書

年 月 日

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。